

告示

埼玉県告示第七百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、嵐山南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	内田 かく	埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形二千七百八十四番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	内田 哲朗	埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形二千七百八十四番地一